

漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準及び勧告の指針

第 1 生産性に係る適格性の基準

1 基本的な考え方

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項の許可又は法第 38 条の起業の認可（以下「許可等」という。）についての法第 41 条第 1 項第 6 号に規定する漁業を適確に営むに足りる生産性は、漁業の経営を持続できるだけの収益性を備えているかどうかを確認し、収益性の確保がされておらず、かつ当該漁業の操業の状況を表す指標値の動向が下落傾向となっている場合には、生産性が不十分と判断することとする。

ただし、漁業が資源の動向や来遊状況など様々な不確定要因に左右される産業であり、さらに漁業の種類や魚種によって資源管理の状況等も大きく異なることから、これらの漁業者の責に帰すべきではない事情を考慮することとする。

2 法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準

(1) 沖合底びき網漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 沖合底びき網漁業は、出港後 1 日から 1 週間程度までの間に主に我が国近海を漁場として、底びき網を繰り出して海底付近を曳網し、網を引き上げる作業を 1 日に複数回行う漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合（経営体の償却前利益（税引前）が 2 年を超えてマイナスである場合をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 曳網した回数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船団を有する場合は 1 ヶ統当たりの生産量及び生産額
- d すけとうだら、かれい、いか等主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故によるとき。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによるとき。

- c 漁船の修理や漁具の補修を行っているとき。
- d 休業を届け出ているとき。
- e 二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられたとき。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられたとき。
- g 許可に係る操業海域において対象魚種が著しく不漁となったとき。
- h その他水産庁長官が特に認めたとき。

(2) 以西底びき網漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 以西底びき網漁業は、出港後数日から 1 か月程度までの間に主に東シナ海を漁場として、トロール網を繰り出して海底付近を曳網し、網を引き上げる作業を 1 日に複数回行う漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 曳網した回数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船団を有する場合は 1 ヶ統当たりの生産量及び生産額
- d きだい、まだい、あかむつ等主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故によるとき。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによるとき。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っているとき。
- d 休業を届け出ているとき。
- e 二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられたとき。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられたとき。
- g 許可に係る操業海域において対象魚種が著しく不漁となったとき。
- h その他水産庁長官が特に認めたとき。

(3) 遠洋底びき網漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 遠洋底びき網漁業は、出港後 1 か月から 2 か月程度までの間に主に公海を漁場として、トロール網を繰り出して海底付近を曳網し、網を引き上げる作業を 1 日に複

数回行う漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 曳網した回数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
- d きんめだい、くさかりつぼだい、あかうお、かれい等主たる漁獲対象種を生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられた時。
- g 許可に係る操業海域において対象魚種が著しく不漁となった時。
- h その他水産庁長官が特に認めた時。

(4) 東シナ海はえ縄漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 東シナ海はえ縄漁業は、出港後約 1 週間から 10 日程度までの間に東シナ海を漁場として、釣をつけた枝縄を幹縄に結んで海中に投入し一定の時間を置いた後に揚縄を開始する作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 使用した釣数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
- d ふぐ、あまだい等主たる漁獲対象種を生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 許可に係る操業海域において対象魚種が著しく不漁となった時。
- g その他水産庁長官が特に認めた時。

(5) 大西洋等はえ縄等漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 大西洋等はえ縄等漁業は、出港後約 1 か月から 3 か月程度までの間に大西洋又はインド洋における公海及び外国の排他的経済水域を漁場として、主に鉤をつけた枝縄を幹縄に結んで海中に投入し一定の時間を置いた後に揚縄することを繰り返すはえ縄の漁法、又はかごを一連のロープにつなぎ海底に沈めて一定の時間を置いた後に揚げかごを行う漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b はえ縄に使用した鉤数又は敷設したかご数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
- d めろ、まるずわいがに等主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられた時。
- g 許可に係る操業海域において対象魚種が著しく不漁となった時。
- h その他水産庁長官が特に認めた時。

(6) 太平洋底刺し網等漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする

る。

ア 太平洋底刺し網等漁業は、出港から約2週間から3か月程度までの間に太平洋の公海を漁場として、帯状の網を海底付近に敷設し一定の時間を置いた後に揚網する作業を繰り返す漁法、又は釣をつけた枝縄を幹縄に結んで海中に投入し一定の時間を置いた後に揚縄を開始する作業を繰り返すはえ縄漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員1人当たりの生産量及び生産額
- b 底刺し網に使用した網の反数又ははえ縄に使用した釣数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船団を有する場合は1ヶ統当たりの生産量及び生産額
- d かれい、きんめだい、おおめまとうだい等主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法第30条第1項に規定する破産手続又は会社法第510条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられた時。
- g 許可に係る操業海域において対象魚種が著しく不漁となった時。
- h その他水産庁長官が特に認めた時。

(7) 大中型まき網漁業

法第41条第1項第6号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

① 大中型まき網漁業（②に掲げる海外まき網漁業を除く。）

ア 大中型まき網漁業は、当該漁業が出港後1日から1か月程度までの間に主に我が国近海を漁場として、網船と運搬船等の船団を組んで群遊する浮魚を対象として網を海中に投入して魚群を包囲し揚網した後漁獲物を運搬船等で運ぶ漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員1人当たりの生産量及び生産額
- b 投網した回数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船団を有する場合は1ヶ統当たりの生産量及び生産額

d あじ、さば、いわし、かつお、まぐろ等主たる漁獲対象種の生産量及び生産額
イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられた時。
- g 許可に係る操業海域において対象魚種が著しく不漁となった時。
- h その他水産庁長官が特に認めた時。

② 海外まき網漁業

ア 海外まき網漁業は、出港後 40 日程度の間には中西部太平洋又はインド洋における公海又は外国の排他的経済水域を漁場として、主にかつお及びきはだを対象として網を海中に投入して魚群を包囲し揚網することにより漁獲物を魚倉に取り込む作業を行う漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 航海した日数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
- d かつお、きはだ等主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられた時。
- g 許可に係る操業海域においてかつお又はきはだが著しく不漁となった時。
- h その他水産庁長官が特に認めた時。

(8) 基地式捕鯨業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 基地式捕鯨業は、日帰りで我が国排他的経済水域及び領海を漁場として鯨を捕獲するものであり、定められた捕獲枠の中で、主に目視によって探索し、もりつつで捕獲を行う漁法である。このため、航行時間及び航行距離が漁獲努力量に反映される。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 漁船の総燃油使用量当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
- d ひげ鯨、歯鯨のうち主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 国際約束に基づく新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 許可に係る操業海域においてひげ鯨、歯鯨のうち主たる対象魚種が著しく不漁となった時。
- g その他水産庁長官が特に認めた時。

(9) 母船式捕鯨業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 母船式捕鯨業は、我が国排他的経済水域を漁場として母船と独航船（キャッチャーボート）で船団を組んで操業する形態であり、定められた捕獲枠の中で独航船で探索・捕獲を行い漁獲物を母船で加工する漁法である。このため、航行時間及び航行距離が漁獲努力量に反映される。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 船団の総燃油使用量当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船団を有する場合は 1 船団当たりの生産量及び生産額

d ひげ鯨の生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

a 漁船の事故によるとき。

b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによるとき。

c 漁船の修理や漁具の補修を行っているとき。

d 休業を届け出ているとき。

e 国際約束に基づく新たな操業制限の措置がとられたとき。

f 許可に係る操業海域においてひげ鯨が著しく不漁となったとき。

g その他水産庁長官が特に認めたとき。

(10) かじき等流し網漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア かじき等流し網漁業は、出港後約 5 日から 20 日程度までの間に北海道の太平洋側から千葉県沖の我が国排他的経済水域を漁場として、表層を泳ぐかじき、かつお、まぐろ、さめを対象として夕方に流し網を敷設し夜間に揚網する作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額

b 使用した網の長さ当たりの生産量及び生産額

c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額

d かじき、かつお、まぐろ、さめのうち主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

a 漁船の事故によるとき。

b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによるとき。

c 漁船の修理や漁具の補修を行っているとき。

d 休業を届け出ているとき。

e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられたとき。

f 許可に係る操業海域においてかじき、かつお、まぐろ、さめのうち主たる対象魚種が著しく不漁となったとき。

g その他水産庁長官が特に認めたとき。

(11) 東シナ海等かじき等流し網漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 東シナ海等かじき等流し網漁業は、出港後約 5 日から 20 日程度までの間に主に東シナ海を漁場として、表層を泳ぐかじき、かつお、まぐろを対象として夕方に流し網を敷設し夜間に揚網する作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 使用した網の長さ当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
- d かじき、かつお、まぐろのうち主たる漁獲対象種を生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 許可に係る操業海域においてかじき、かつお、まぐろのうち主たる対象魚種が著しく不漁となった時。
- g その他水産庁長官が特に認めた時。

(12) かつお・まぐろ漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

① まぐろを主対象種とするもの（浮きはえ縄漁業）

ア かつお・まぐろ漁業のうちまぐろを主対象種とする浮きはえ縄漁業は、主として 19 トンの漁船により、出航後約 2 週間から 4 週間の間に中西部太平洋において操業し漁獲物を生鮮で水揚げするものと、約 350 トンから 500 トンまでの漁船により最大で 1 年以上に及ぶ航海の間に太平洋のみならずインド洋や大西洋においても操業し、漁獲物を冷凍保管するものがあり、いずれも約 2 千本から 3 千本程度までの鈎をつけた枝縄を全長 100km から 200km 程度までに及ぶ幹縄に結んで海中に投入し、投縄終了から数時間後に揚縄する作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされて

いない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員1人当たりの生産量及び生産額
- b 使用した鈎数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は1隻当たりの生産量及び生産額
- d まぐろ等主たる漁獲対象種の実生産量及び生産額

イ 破産法第30条第1項に規定する破産手続又は会社法第510条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられた時。
- g 許可に係る操業海域においてまぐろが著しく不漁となった時。
- h その他水産庁長官が特に認めた時。

② さめ及びかじきを主対象種とするもの（浮きはえ縄漁業）

ア かつお・まぐろ漁業のうちさめ及びかじきを主対象種とする浮きはえ縄漁業は、出港後約14日から30日程度までの間に中西部太平洋を漁場として、約2千本から3千本程度までの鈎をつけた枝縄を全長100kmに及ぶ幹縄に結んで海中に投入し、投縄終了から数時間後に揚縄する作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員1人当たりの生産量及び生産額
- b 使用した鈎数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は1隻当たりの生産量及び生産額
- d さめ、かじき等主たる漁獲対象種の実生産量及び生産額

イ 破産法第30条第1項に規定する破産手続又は会社法第510条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限

の措置がとられたとき。

- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられたとき。
- g 許可に係る操業海域においてさめ、かじきが著しく不漁となったとき。
- h その他水産庁長官が特に認めたとき。

③ かつお及びびんながを主対象種とするもの（釣り漁業）

ア かつお・まぐろ漁業のうちかつお及びびんながを主対象種とする釣り漁業は、出港後数日から 50 日程度までの間に中西部太平洋を漁場として、かつおやびんながの群れを求めて広範囲に探索活動を行うことを特徴とし、魚群を発見した場合には活餌を撒き同時に散水することで魚群を集め一斉に擬餌針で釣り上げる作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 航海した日数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船団を有する場合は 1 ヶ統当たりの生産量及び生産額
- d かつお、びんなが等主たる漁獲対象種の生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故によるとき。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによるとき。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っているとき。
- d 休業を届け出ているとき。
- e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられたとき。
- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられたとき。
- g 許可に係る操業海域においてかつお、びんながが著しく不漁となったとき。
- h その他水産庁長官が特に認めたとき。

(13) 中型さけ・ます流し網漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 中型さけ・ます流し網漁業は、出港後約 5 日から 2 週間程度までの間に主に日本海を漁場として、表層を泳ぐさけやますを対象として流し網を敷設し一定時間後に揚網する作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
 - b 使用した網の長さ当たりの生産量及び生産額
 - c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
 - d さけ、ますの生産量及び生産額
- イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。
- ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。
- a 漁船の事故による時。
 - b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
 - c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
 - d 休業を届け出ている時。
 - e 二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。
 - f 許可に係る操業海域においてさけ、ますが著しく不漁となった時。
 - g その他水産庁長官が特に認めた時。

(14) 北太平洋さんま漁業

- 法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。
- ア 北太平洋さんま漁業は、出港後約 2 日から 1 か月程度までの間に北太平洋を漁場として、日没時より操業を開始して集魚灯によりさんまを集め、棒受網を用いてすくい揚げて漁獲する作業を繰り返す漁法である。
- このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。
- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
 - b 揚網した回数当たりの生産量及び生産額
 - c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
 - d さんまの生産量及び生産額
- イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。
- ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。
- a 漁船の事故による時。
 - b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
 - c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
 - d 休業を届け出ている時。
 - e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられた時。

- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられたとき。
- g 許可に係る操業海域においてさんまが著しく不漁となったとき。
- h その他水産庁長官が特に認めたとき。

(15) ずわいがに漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア ずわいがに漁業は、出港後 3 日から 1 週間程度までの間に我が国近海を漁場として、主にかごを一連のロープにつなぎ海底に沈めてずわいがにを漁獲する漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
- b 使用したかご数当たりの生産量及び生産額
- c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
- d ずわいがにの生産量及び生産額

イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。

ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。

- a 漁船の事故による時。
- b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによる時。
- c 漁船の修理や漁具の補修を行っている時。
- d 休業を届け出ている時。
- e 二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられたとき。
- f 許可に係る操業海域においてずわいがにが著しく不漁となったとき。
- g その他水産庁長官が特に認めたとき。

(16) 日本海べにずわいがに漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 日本海べにずわいがに漁業は、出港後 1 週間から 2 週間程度までの間に日本海を漁場としてかごを一連のロープにつなぎ海底に沈めてべにずわいがにを漁獲する漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額

- b 使用したかご数当たりの生産量及び生産額
 - c 複数の船団を有する場合は1ヶ統当たりの生産量及び生産額
 - d べにずわいがにの生産量及び生産額
- イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。
- ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。
- a 漁船の事故によるとき。
 - b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによるとき。
 - c 漁船の修理や漁具の補修を行っているとき。
 - d 休業を届け出ているとき。
 - e 二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられたとき。
 - f 許可に係る操業海域においてべにずわいがにが著しく不漁となったとき。
 - g その他水産庁長官が特に認めたとき。

(17) いか釣り漁業

法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者の基準は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア いか釣り漁業は、出港後約 2 週間から 1 か月程度までの間に我が国近海や北太平洋の公海等を漁場として、日没時より操業を開始して集魚灯によりいかを集め、多数の疑似鈎を付けた釣り糸を上下させ巻き揚げるいか釣り機を用いて漁獲する作業を繰り返す漁法である。

このことから、当該漁業を持続的に営むために必要となる収益性の確保がされていない場合であって、次の各号に掲げる当該漁業の操業の状況を表すいずれかの指標値が下落しており、その向上が見込まれないこと。

- a 漁船の乗組員 1 人当たりの生産量及び生産額
 - b 使用した釣り機の数当たりの生産量及び生産額
 - c 複数の船を有する場合は 1 隻当たりの生産量及び生産額
 - d いかの生産量及び生産額
- イ 破産法第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っていること。
- ウ アの判断に当たっては、償却前利益がマイナスである理由が次の各号に掲げる漁業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、当該事業年度を除くこととし、その前後の年は連続するものとして取り扱うこととする。
- a 漁船の事故によるとき。
 - b 操船又は漁ろうを指揮監督する者の病気やけがによるとき。
 - c 漁船の修理や漁具の補修を行っているとき。
 - d 休業を届け出ているとき。
 - e 地域漁業管理機関（RFMO）における資源管理措置の採択又は二国間の漁業協定等に基づく資源管理措置の採択に伴う新たな操業制限の措置がとられたとき。

- f 入漁先国の決定による新たな操業制限の措置がとられたとき。
- g 許可に係る操業海域においていかが著しく不漁となったとき。
- h その他水産庁長官が特に認めたとき。

3 生産性を判断するための手順

(1) 許可等を有する者における生産性の確認

以下の手順により確認することとする。

ア 毎年、税理士等の専門家による確認等を経て事業年度ごとに作成され、税務申告に用いた財務諸表（損益計算書及び付属書類）により確認した上で、経営体の償却前利益（税引前）を算定する。

※ 償却前利益の算定式＝営業利益＋減価償却費

上記を基本とし、水産庁長官が特に認める収入については加算することができることとする。

イ アにより、経営体の償却前利益（税引前）が2年を超えてマイナスとなり、収益性の確保がされていない場合となったときには、2.（1）～（17）に記載の漁業の種類ごとの指標値を算定し、その値の動向を確認する。

ウ イの指標値の動向が2期間連続で下落しており改善傾向にないと認められ、その向上が見込まれる明らかな事情がない場合には、法第41条第1項第6号の基準に該当することとなったものとする。

(2) 新規の許可等の申請の場合

法第42条第1項の規定に基づき公示した場合において、新規の許可等の申請をする者についての法第41条第1項第6号の基準の確認は、破産手続又は特別清算の手続を現に行っていないことを確認するほか、許可等を受けた場合の事業計画として、損益の見込み、生産量及び生産額の見込み、船舶や従事者の確保の見込み等を確認し、申請者がその漁業を適確に営むことができるかどうかにより判断することとする。

(3) 公示した船舶の数を超える場合

法第42条第1項の規定に基づく公示の結果、法第42条第4項の規定により許可等をすべき船舶の数が公示した船舶の数を超える場合において、同第5項の規定に基づき許可等をする者を定めるため、申請を行った者の事業計画、過去の漁業の実績、財務諸表等を確認し、生産性を勘案した上で許可等をする者を判断することとする。

(4) 勧告

許可等を有する者が、法第41条第1項第6号の基準に該当することとなったときは、その者に関する個々の事情を勘案し、法第53条に基づき、漁業を適確に営むための生産性の向上に取り組むべきことを旨とする勧告を行う。生産性の向上に向けては、

目標となる指標値及び目標達成時期を定めた上で、当該目標を達成するために計画的に取り組むこととする。

勧告を行った後、目標となる指標値を定めない、生産性の向上に取り組まない、生産性の向上に向けた取組の実施状況が著しく不十分と認められることなど、勧告を受けた者が勧告に従わないときは、法第 54 条第 2 項に基づく許可等の取消処分を行う。

第 2 生産性の向上に向けた漁業者の取組

許可等についての適格性の基準として生産性を有するべきことが規定された趣旨を踏まえ、関係漁業者においては、漁業経営の自己分析や第三者に経営診断を求めるなどにより生産性の課題の整理を行うとともに、明らかとなった課題に対しては以下の取組を行う等により生産性の向上を図っていただくことが重要である。

(1) 支出の削減

- ・船舶の規模の見直し（安全性・居住性・作業性の改善）
- ・操業形態の見直し（協業化等）
- ・新技術の導入（機器導入等）
- ・燃油消費量の削減
- ・操業計画の見直し
- ・その他コスト削減を図るための取組

(2) 収入の向上

- ・新たな漁場の活用
- ・高付加価値化・販路拡大（鮮度保持、品質向上等）
- ・船員の人材育成（技術の向上、船員教育等）
- ・その他生産の増大を図るための取組